

会 議 記 録			
会 議 の 名 称	環境厚生常任委員会	会議場所 第3委員会室	
		担当職員 八木	
日 時	平成23年10月27日(木曜日)	開 議	午前 10 時 00 分
		閉 議	午前 11 時 25 分
出席委員	◎吉田 ○苗村 山本 酒井 竹田 眞継 中澤 明田 立花		
理事者 出席者	森環境市民部長 西田環境市民部理事 木村環境政策課長 中川環境事業課長 吉田保険 医療課長 中西環境総務係長		
傍聴者	市民 一名	報道関係者 一名	議員 一名()

会 議 の 概 要

1 開議

2 所管事項調査

[理事者入室] 環境市民部

<吉田委員長>

附帯決議に対する市としての対応方針は現時点では決定していないであろうが、本委員会で所管部の考えを聞く中で、附帯決議の具体説明及び補足としたい。

<環境市民部長>

あいさつ

(1) 国民健康保険被保険者証の更新期間について

<保険医療課長>

被保険者証の更新は国民健康保険条例施行規則第13条に毎年1回行うことを規定している。附帯決議に鑑み平成24年4月から更新期間を2年とする。

～10:05

[質疑]

<明田委員>

議案は収納対策としての1年更新を前提に提案されていた。被保険者間の公平性の確保が重要であり、1年更新は妥当であると判断した。附帯決議を受け方針を変えなければならない程度の整理での議案提案には不信を感じるところである。

<中澤委員>

更新期間の変更により短期証対応に変化はあるのか。1年更新であることでの収納対策効果が失われることになる。対応は。

<保険医療課長>

H15に収納対策として接触機会の増加を目的に1年更新とした。短期証の区分、取り扱いは変わらない。徴収員の能力向上等を含め更新期間の影響を受けない、収納対策の充実を検討している。

<中澤委員>

短期証発行の決定手順等は。

<保険医療課長>

現在のままとする。

<立花委員>

附帯決議を受け2年更新とした方針は高く評価できる。附帯決議では経費節減の点から指摘したが。

<保険医療課長>

2年更新とすれば、現行（世帯単位、1年更新）と経費は同等である。経費削減効果のみで了とすることなく、削減された経費を充て収納率向上の取り組みを充実強化することも検討したい。

<立花委員>

充実する収納対策とは。

<保険医療課長>

具体内容は検討中であるが、未納徴収員に係る部分での充実等が考えられる。

<中澤委員>

事務量軽減の効果もあるであろう。

<眞継委員>

2年更新は初の取り組み。事務フローは。

<保険医療課長>

収納対策、短期証発行等の基本は現在のとおり。新規に滞納者があれば1年更新時と同時期に呼び出しを行い対応する。

<眞継委員>

単純に1年延びるのではないであろう。短期証等の取り扱いに限らず十分に整理されるべき。

<苗村副委員長>

新規滞納者への対応は1年に1回、更新時にしか行っていなかったのか。

<保険医療課長>

更新時に呼び出しを行っていた。

<苗村副委員長>

督促状の他に訪問等は行わないのか。

<保険医療課長>

長期間の滞納を防ぐため、更新時期に限らず未納専門員が訪問し対応している。

<明田委員>

附帯決議への対応は当然に必要であるが、議案は強い意志を持ちあらゆる角度から検討したうえで提案すべきである。収納対策としての1年更新には賛同でき、担当課の熱意を感じていた。1年更新であることでの収納対策効果が失われることとなる。未納専門員の増員等のみでなく全体としての収納対策を検討すべき。

<環境市民部長>

更新期間による収納率上の影響は、他の条件が同じならば、2年更新としたことで収納率は低下するであろう。議案提案時には様々検討した結果として1年更新を継続することで整理した。しかし、更新期間による収納率上での効果は計り難いことも事実である。附帯決議を受け方針を変更した。収納対策を疎かに考えているわけではない。

<立花委員>

①2年更新だけが収納率低下の原因ではない。経済状況等、他の要素が大きく影

響する。

②短期証の形状は。

<環境市民部長>

①仮定として更新期間のみの影響を考えれば収納率は低下するであろう。

<保険医療課長>

②有効期限の記載が対応する期日となるもの。

<中澤委員>

収納対策としての1年更新は最も効果的であり、そのような考えで議案提案した理事者の整理は理解できる。

～10:31

(2) 平成22年決算附帯決議に係る対応方針について

・火葬場等経費

<環境政策課長>

業務の専門性、勤務時間の変則性及び業務量、内容が一般職員になじまないため非常勤嘱託職員で対応しているもの。H22から1名増、有給休暇の取れる体制等整備している。任用期間は地方公務員法及び市規則に基づき1年以内であるが特別の事情がない限り継続して雇用している。また、指定管理者制度のメリットも理解している。H27策定の火葬場整備構想のなかで検討する。

<吉田委員長>

決算附帯決議に対する考えは。

<環境政策課長>

H27策定の火葬場整備構想において雇用形態も含めて決定したい。

～10:34

[質疑]

<立花委員>

①他市の職員体制は。

②職員の意向は。

<環境市民部理事>

①全国調査によれば、炉内業務、火葬業務について民間委託5割強、それ以外が自治体職員（うち正規4割、非常勤6割）。火葬場経営について全国的に指定管理者制度及びPFI方式の採用が検討されている。

<環境政策課長>

②指定管理等の具体内容については直接聞いていない。

<立花委員>

①職員体制に係る資料提出を求める。

②1年更新ではない形態での雇用を求める要望を聞いた。職員の意向把握を求める。要望。

<環境市民部理事>

①提出する。

<竹田委員>

職員は契約条件を理解して雇用されているはずである。安定した雇用状況を求めることは理解できるが、非常勤嘱託職員であることが契約の前提である。他の非常勤嘱託職員の処遇とも関係することである。

<環境政策課長>

雇用条件は更新時に明確に説明している。職員も理解しているはずである。

<山本委員>

雇用形態及びH27の火葬場整備構想策定に係る調査等を行い委員会へ報告を。

<環境市民部理事>

今年度予算に火葬場整備構想に関わる先進事例調査経費を計上している。建設整備に係る内容であるが同時に実態調査も行う予定。現時点では非常勤嘱託職員での対応が最良と判断している。

<眞継委員>

民間企業では一般的に経費削減を目的に非正規職員に切り替えられている。労働条件、労働環境も厳しいように推察する。何らかの改善策は。

<環境市民部理事>

職員の福利厚生として社会保険、雇用保険及び労災等全てに加入している。自治体の行財政改革においては現業職の民間移行が基本。専門的で不規則な業務であるが、当然に労働基準法を逸脱するような雇用条件ではない。非常勤嘱託職員は一方的な事由で契約を打ち切られない、任用している職種が継続するかぎり雇用していくものである。

<眞継委員>

継続雇用が前提であるにしても雇用契約自体は1年である。住宅ローン審査時に不利であると聞いた。雇用継続の担保が必要では。

<環境市民部理事>

住宅ローンに係り金融機関に確認した。非常勤嘱託職員が住宅ローンを組めないことはないとのことである。勤務実態、勤務実績等により審査されるものである。

～10:47

・ごみ減量・資源化等推進事業経費

<環境事業課長>

①分別基準の分かりやすい広報

「ごみの分け方、出し方」パンフレットを基本に対応している。市広報紙、HP、クリーン亀岡推進会議等を通じ広報充実を図る。

②プラスチック系ごみ処理の研究

現在ペットボトルのみ拠点回収しマテリアルリサイクルしている。不燃性粗大ごみは民間中間処理場において分別・リサイクルされる。プラスチック成分別の利活用研究等は専門機関によるが、分別の負担、経費等と施設の延命等の効果を含め総合的に検討したい。

③事業者との連携による排出抑制

排出抑制は重要であり積極的に推進したい。レジ袋の削減等は量販店で自主的に取組まれている。クリーン亀岡推進会議の場を中心に企業側と検討を深めていきたい。

～10:53

[質疑]

<立花委員>

①分別による負担だけでなく、分別によるごみ減量で得られる処理経費の削減効果も検討すべき。現在の本市のごみ処理のあり方から、分別の拡充が必要。可燃のプラスチック類の処理、食品残渣の処理等の考えは。

②発生抑制は企業の協力が必要。市の働きかけは。

<環境事業課長>

①分別、収集、リサイクルには必ず経費を要するが反面処理施設への負担は軽減される。施設延命化の効果等、総合的に検討していきたい。可燃、不燃を問わずプラスチック系が増加している。容器包装類ではペットボトル以外は自主的な取り組みであり、市としての取り組みも検討が必要。

②都市清掃会議、市長会等を通じ生産者責任制度整備等を要望している。市が生産業者に直接働きかけることは困難。流通業者（量販店等）では拠点回収などかなりの負担と協力をいただいている。

<立花委員>

ペットボトルを例とすれば、生産業者はどのような責任や負担があるのか。

<環境事業課長>

容器包装リサイクル法において主な生産業者は生産量に応じて拠出金を負担。容器包装リサイクル協会でプールされ、リサイクル等に充てられる。

<立花委員>

本市のペットボトルリサイクルに係る経費は。生産者が負担する割合は。

<環境事業課長>

H22決算、1,400万円が収集、処分費用。容器包装リサイクル法の生産者拠出金が市に直接還元されることはなく、リサイクル協会の運営に充てられる。協会の運営状況は公開されている。

<酒井委員>

発生抑制について、四日市市の推進店制度や具体的な取り組み内容を示し、企業に協力を求めている。発生抑制は行政主導では困難、市民や事業者の意識向上が必要。先日、クリーン亀岡推進会議において啓発事業をされエコバック等を配布したが効果が不明、工夫が必要。他自治体では市民意識向上の様々な取り組み事例がある。また、市民団体への支援も必要。

<環境事業課長>

啓発の必要性は認識しており、NPO団体等とも連携を深めるとともに、市民の意見を行政施策やクリーン亀岡推進会議の事業に反映できるよう取り組みたい。

<中澤委員>

国、府を含めて行政間での連携、情報収集は。

<環境事業課長>

京都市で3Rの全国規模大会が開催予定。本市職員も出席する。

<環境市民部理事>

全国都市清掃会議に加盟している。収集運搬の自治体負担の問題やレジ袋の削減等、様々に要望などを行っている。近畿圏での研修等に職員が参加している。

<苗村副委員長>

温暖化等の大きな視点での課題でもある。環境問題としての検討も必要。

<環境市民部理事>

プラスチック系が各自治体共通の課題。容器包装リサイクル法では当初マテリアルリサイクルを基本としていたが一部サーマルリサイクルに変化している。焼却すればCO2排出抑制の点で逆行となる。ライフサイクルコストの視点から一概にリサイクルすべきとも言えない。廃棄物の処理の基本は安全・衛生であり、これを堅持するなかで資源として循環できる有効活用の方法が必要。本市ではごみ処理基本計画に基づき進めている。

< 苗村副委員長 >

市庁舎にもペットボトル拠点回収場所が設置され、市の姿勢が見えた。市民への広報の積極的な取り組みを求める。

< 山本委員 >

「ごみの分け方、出し方」パンフレットはH15改訂であり内容が古い。HPでの広報も大切。

< 環境事業課長 >

市民から見て分かりやすい広報となるよう改善したい。パンフレットは毎年更新し、窓口等に設置しているほか、希望があれば地域を単位としても配布している。

< 苗村副委員長 >

ステーション回収場所を新規に設置する基準は。

< 環境事業課長 >

20世帯に1箇所が基準。ただし、新規に開発された団地等柔軟に対応している。

< 吉田委員長 >

附帯決議についてさらに不明な点があれば今後も委員会から回答していく。

[理事者退室]

～ 11 : 22

3 その他

< 吉田委員長 >

次回11月月例会は11月28日(月)午前10時から、内容はいきいき長寿プランに係る行政報告及び決算附帯決議(健康福祉部所管分)の対応調査等とする。

< 全員了 >

散会 ～ 11 : 25